

自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組

1 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応力の強化を中心に一層の体制整備を図っているところである。

また、平成17年度から自殺対策のための戦略研究を行っているが、その中で、「自殺企図の再発防止に対する複合的ケースマネジメントの効果：多施設共同による無作為化比較研究」を行い、自殺未遂で救急部門に搬送された者に対する、再度の自殺企図を防ぐため

の有効な取組に関する研究を行っている。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めているところである。

なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、同年度から関係学会との協同でガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

2 家族等の身近な人の見守りに対する支援

厚生労働省では、平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施され

るようになったことから、21年度をもって自殺予防総合対策センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。